

関島社会保険労務士事務所便り

2009年
10月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話 : 03 - 3609 - 7668

FAX : 03 - 3609 - 0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



「少しぐらいの熱なら出社する」慣習の打破

◆猛威をふるう新型インフル

新型インフルエンザの猛威はとどまることを知らず、日本でも8月中旬以後死亡者が相次いでいます。

こうしたもとで、「少しぐらいの熱なら出社するのが当たり前」という習慣のある企業で爆発的に蔓延する危険性があり、事前の対策が必要です。

◆企業における取組み

東京経営者協会では、8月下旬に「新型インフルエンザ対策の取組み状況に関するアンケート調査結果」（東京都内の会員企業が対象。1,210社のうち237社が回答）を発表しました。企業が事前にとった対策としては、「備蓄品の調達」（72.3%）、「社員の意識啓発」（64.5%）、「対応体制・意思決定プロセスの構築」（50.0%）、「対応マニュアル・行動計画の策定」（47.7%）が上位を占め（複数回答）、大企業ほど対策がなされているようです。

◆企業としては何をすべきか？

企業として、規程の策定や会社意思の徹底など、いざという時に備えて以下の対策を考えておくべきでしょう。

1、感染予防のための保護具の備蓄

マスクや消毒用アルコール性手指消毒剤などほとんどの企業がその備蓄を実施しているようです。

2、感染予防策の義務付け

出社時や外出先から帰社時手洗い（アルコール消毒含む）や、通勤・外出時のマスクの着用などの奨励。

3、従業員に感染が確認されたとき

社内対策を策定し、全従業員へ徹底する。

4、同居家族に感染が確認された場合

同居家族が罹患したとき、従業員を自宅待機させる場合の賃金の扱いを定めておくことも必要です。

5、日常的な健康管理と安全衛生

根本的問題としての社員の健康管理のより充実をはかる。

妻の年収が850万円以上のとき 遺族年金はもらえない

妻の年金が少ない場合は対策必要

厚生年金の被保険者が亡くなったとき、その配偶者には遺族厚生年金が支給されます。

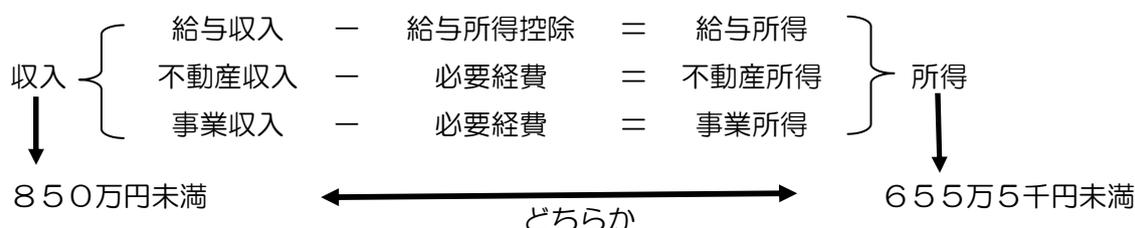
しかし、死亡時において、配偶者の年収が850万円以上あるか、所得が655万5千円以上あり、その状態が当分続くと認められると、遺族厚生年金は支給されません。収入が850万円以上あっても、収入から必要経費を差し引いた所得が655万5千円以下のときは遺族厚生年金が支給されます。

中小企業では、社長夫人で収入が850万円を超える人が数多く見受けられ、税金対策上措置しているところもあります。

こうした場合、夫である社長に万一のことがあったとき、この収入要件により、遺族年金がもらえないということがおきます。もちろん、遺族厚生年金の額より、妻の年金額の方が多くなる場合、あるいは同程度になる場合は問題ありません。

妻の年金額が少ない場合には対策が必要です。なお、夫死亡後に妻の収入が850万円を超しても遺族厚生年金がなくなることはありません。

遺族年金の受給のための収入要件



◆遺族厚生年金が支給される時

- ① 在職中（厚生年金被保険者である者）の死亡
- ② 初診日から5年以内にある病気退職後の死亡
- ③ 障害厚生年金1級2級受給者の死亡
- ④ 老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金受給者の死亡
- ⑤ 老齢厚生年金を受給できる加入年数がある人の死亡

◆上記②のときの保険料納付要件（次のいずれか）

- 1 保険料納付済期間が死亡月の前々月までの全期間のうち3分の2以上あること。
- 2 死亡月の前々月までの1年間保険料の滞納がないこと。

無届の自転車通勤による事故

当社の従業員 A は、最寄り駅までバス利用として通勤費の支給を受けていましたが、自転車通勤をしていました。先日、自転車での通勤途中、歩行者に接触して転倒し、足を骨折し、相手もかなりの負傷をしたそうです。この場合、労災保険は適用になるのでしょうか。負傷した歩行者の治療費や損害賠償はどうなるのでしょうか。

回答

従業員の負傷については通勤途上災害として労災保険が適用になる。負傷した被害者の治療費等は A が負担すべきものですが、会社としても従業員が負傷させた事故として使用者責任を負う。

1、本人の負傷と通勤災害

最近、自転車通勤が増えており、自転車事故も増えているようです。

会社への申告と異なる自転車利用であっても、その通勤が、就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的経路及び方法により行われている場合は、労災保険が適用になります。

この場合、労働者の治療費は労災保険より支給され、労働者が3日を超えて休業し、賃金を受けないときは休業給付等（平均賃金の8割＝休業給付6割＋特別支給金2割）が受けられます。

バス通勤として通勤費を受けている場合であっても、総じて従業員には不正受給という意識がないため、会社として別途対応することになります。

2、被害者の治療費及び損害賠償

問題となるのは従業員 A が負傷させた被害者の治療費や休業損害、慰謝料などの損害賠償を誰が負担するかです。損害賠償は自動車事故により歩行者を負傷させた場合と同様です。被害者から加害者である A に損害賠償が請求されることとなります。A が支払わなかった場合は裁判で争われることとなります。この場合、会社は使用者責任が問われることとなります。

3、自転車通勤者には保険加入を

自転車通勤は他人に怪我を負わせてしまうことがあるため、これを会社が許可する場合には「自転車通勤規程」等を策定し、対策と周知が必要です。

また、民間保険への加入を義務付けしておくことも必要といえます。



●最低賃金、市が独自に設定

千葉県野田市議会は9月29日、市発注事業の請負業者に対し、国が決めた最低賃金を上回る給与の支払いを義務付けることができる公契約条例を全会一致で可決した。野田市によると、必要に応じて立ち入り検査を実施。違反業者には是正措置を命じ、従わない場合は契約の解除もできるとしている。

●民間企業平均給与430万円、

国税庁は9月25日、2008年の民間給与実態統計調査の結果（速報）を発表した。民間企業に勤務した人が1年間で受け取った平均給与（年収）は430万円で、前年比で1.7%のマイナスとなり、01年の1.5%を上回る過去最大の減少率となった。

●厚生年金の受給者にも通知を送付

社会保険庁は、今年の12月から厚生年金の受給者に対して、年金記録を確認してもらうための通知を送付する方針を明らかにした。すでに現役の加入者には送付しているが、受給者にも標準報酬月額などを確認してもらい、記録漏れや誤りがないかを調べてもらう。（9月24日）

●社保病院・厚年病院を存続へ 厚労省方針

厚生労働省は、来年9月までに売却予定だった「社会保険病院」（53カ所）と「厚生年金病院」（10カ所）について、新機関に移行させたうえで、公営で維持していく方針を明らかにした。長妻厚生労働大臣の指示によるもので、地域医療の拠点を維持するのがねらい。（9月23日）

●「納税者背番号制度」導入を検討へ

藤井財務大臣は、「納税者番号制度」の導入

に向けた検討を始める方針を明らかにした。同制度は、すべての納税者に番号を付して所得を把握するもので、年金制度改革実現などのためには個人所得の把握が不可欠としている。しかし、プライバシー侵害などが懸念されるため、個人事業者などからは反発も多い。（9月22日）

●65歳以上は2,898万人 全体の22.7%

総務省が65歳以上の高齢者人口の推計（9月15日現在）を発表し、男性の高齢者は1,239万人（男性人口の19.9%）、女性の高齢者は1,659万人（女性人口の25.4%）であることがわかった。全体では2,898万人で、総人口に占める割合は22.7%（前年比0.6ポイント増）だった。（9月21日）

●年金記録漏れ 本人の申請通りに救済へ

長妻厚生労働大臣は、年金記録問題への対策案をまとめ、年金支給の認定基準を大幅に緩和し、本人の申立てに「明らかな不合理」がない場合は広く支給を認めていく方針を明らかにした。被害者の救済が滞っているため、該当者不明の記録の持ち主である可能性が高い受給者へは、役所から記録訂正を働きかけるとしている。（9月19日）

●協会けんぽ健康保険料 2010年度は9%

全国健康保険協会は、同協会が運営する協会けんぽの2010年度の保険料率が全国平均で9%になるとの試算結果を発表した。従来の8.2%（全国一律）から大幅に引き上がることになる。また、2009年度の協会けんぽの赤字額が3,100億円（前年度比810億円増）になるとの見通しが明らかにされた。（9月18日）